

相続早わかり読本(改訂版)正誤表

平成30年9月25日
令和元年8月26日更新

場所	頁	行	内容	(誤)	(正)
第一編 もう一步	18			妻と子2人を残して夫が昭和10年に死亡したという事案。 昭和10年当時の民法には家督相続制度があり、夫が戸主で家督相続人として長男が定められていれば、長男のみが相続人となる。しかし、この場合でも、新法になるまでに家督相続人を選定していなければ、新法が適用され、子が各6分の2、合計で6分の4(ただし、子が新法施行までに死亡していないこと。)を相続し、妻は6分の2を相続することになる。なお、父が戸主でない場合には家督相続は発生せず遺産相続となり、2人の子が各2分の1を相続し、妻には相続権がない。	戸主が昭和10年に死亡したという事案。 昭和10年当時の民法には家督相続制度があり、戸主の長男が当時生存していれば長男が家督相続人となる。しかし、戸主に子がいない場合、新法になるまでに家督相続人を選定していなければ、新法が適用される。なお、戸主でない場合には家督相続は発生せず遺産相続となる。
第一編 ちよつと珈琲ブレイク	18		最終段落、最終一文14文字削除	置させている理由なのだろう。	(削除)
第一編 「表2」	21		届出月日	平成*年*月*日午前七時五拾六分名古屋市中区で死亡親族山田太郎届出除籍㊦	平成*年*月*日午前七時五拾六分名古屋市中区で死亡同月〇日親族山田太郎届出除籍㊦
第一編 筆者のうんちく	40	2		「配偶者は家督相続の相続人とならず」	「配偶者は旧民法第970条第1項による第1種法定家督相続の相続人とされておらず」
第二編 図	82		養子Bの妻の生年月日の元号	明治	昭和
第二編 図	82		養子Bの縁組の年	昭和56	昭和42
第二編 図	82		養子Bの婚姻の年	昭和53	昭和43
第二編 図	82		養子Bの長女の生年月日の年	昭和55	昭和41
第二編 図	82		養子Bの二女の生年月日の年	昭和57	昭和44
第二編 図	90		父母の離婚日の元号	M	S
第二編 図	94		父母の離婚日の元号	M	S
第二編 図	96		妻の父の生年月日	明治29年5月日生	明治29年5月2日生
第二編 図	96		被相続人と前妻の離婚日の元号	M	S
第二編 図	102		母と母の夫との離婚日の元号	M	S
第二編 図	104		被相続人の離婚日の元号	M	S
第三編 図	142		西トラと森一平の離婚日の元号	M	S